

重要事項説明書

令和7年10月1日

1 ご利用の施設

- 施設名 医療法人かしの木会 介護老人保健施設さくら
- 管理者氏名 加藤 幸雄
- サービス種別 入所・短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）
- 事業所番号 3453280020
- 開設年月日 平成18年5月1日
- 所在地 〒736-0045 広島県安芸郡海田町堀川町2番23 Tel082-822-3777

2 施設の目的

医療法人かしの木会 介護老人保健施設さくら（以下「施設」という）は介護保険法の理念に基づき、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険施設サービス・短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供することを目的とした施設です。

3 施設運営方針

- 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険施設サービス・短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

4 職員体制及び職務内容

施設に勤務する介護老人保健施設サービスに係る従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりです。

（令和6年2月1日）

	職種	員数
1	医師（管理者）	1人
2	薬剤師	1人以上
3	管理栄養士又は栄養士	1人以上
4	看護職員	5人以上
5	介護職員	12人以上
6	理学療法士/作業療法士/ 言語聴覚士	1人以上
7	介護支援専門員	1人以上
8	支援相談員	1人以上
9	事務	1人以上

- ・管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- ・医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- ・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- ・看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。
- ・介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
- ・支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。
- ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- ・管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。
- ・介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。

5 施設利用にあたっての留意事項

- ・健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、被爆者手帳、重度障害者医療受給者証、後期高齢者被保険者証等は内容に変更が生じた場合、速やかに担当職員へご提示ください。
- ・利用中に他の病院を受診される場合は、必ず職員にご相談ください。
- ・面会時間は状況により変化する場合もありますので別紙でご案内致します。面会時は面会簿にご記入の上、職員にお声掛け下さい。
- ・外出、外泊希望のある方は所定の用紙に記入し、管理者の許可を得て下さい。その際には、必ず家族が責任を持って同行してください。
- ・電気器具（電気毛布・電気アンカ等）をお持込み使用される場合は、職員の許可を得て下さい。別途所定の電気使用料が必要となります。
- ・利用者の貴重品・所持品の紛失、破損については、一切責任を負いません。貴重品や不必要的物は持ち込まないようにお願い致します。なお、所持品には必ず氏名をご記入ください。
- ・施設内での飲酒、利用者間での貸借、喫煙は禁止致します。
- ・緊急に加療入院を要する場合、家族連絡が後になる場合もあります。その場合、他の医療機関へ入院したこと、必然的に当施設は退所となります。

6 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 食事（食事は原則として食堂（リビング）で召し上がっていただきます。）
 - ・朝食：7時30分 ・ 昼食：12時00分 ・ 夕食：18時00分
- ④ 入浴（一般浴槽のほか、介護状態により特別浴槽での対応を行います。入浴は最低、週2回ご利用いただけます。ただし、利用者の身体状況に応じては、清拭で対応することもあります。）
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護・レクリエーション（必要に応じ、退所時の支援も行います。）
- ⑦ 機能訓練（リハビリテーション）
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 利用者の嗜好に対応した食事の提供
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

7 非常災害時対策

火災及びその他の災害の未然防止・被害の軽減を図ると共に、全職員が協力して人命の安全、並びに被害の防止を図ることを目的とした消防計画に基づき対処します。

8 禁止事項

当施設では多くの方に安心して療養生活を送っていただくため、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止します。

9 事故発生時の対応・緊急時の対応

・初動体制

事故が発生した際には、医師・看護師等の連携の下に救急処置を行います。また、万一に備えて、心停止やショックに直ちに対応できるように体制を整備しています。

・事故の報告

事故の報告は文書により行いますが、緊急を要する場合は、口頭で直ちに報告します。

◎担当者→現場責任者→師長→事務長→施設長→理事長

事故報告書の記載は、事故発生原因者が明確な場合は当該本人が、直接の原因者が存在しない場合で、事故を発見した場合は発見者と当該部署の長が行います。

・利用者及びご家族への対応

利用者に対しては誠心誠意治療に当たるとともに、利用者及びご家族に対して誠意を持って事故の説明等を行います。

・事故経過の記録

利用者本人の状況、処置の方法、利用者及びご家族への説明内容等を速やかに記載します。

事故の発生から処置等の実施状況を時系列に正確に記載することとし、想像や憶測による記載は行いません。

・市町及び国保連合会への必要書類の届出

・事故防止への反映

事故発生時、委員会にて事故の分析を行うと共に、原因や対応及び防止策について評価検討を加え、その後の事故防止に努めます。また、ヒヤリハットの情報も効果的に活用致します。

・施設内に安全対策部門を設置し、外部研修を受けた担当者を配置の上、組織的に安全対策を実施します。

10 賠償責任

当施設でのサービス提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害をこうむった場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。

利用者の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、利用者及びその家族は連帯して、当施設に対してその損害を賠償するものとします。

11 苦情などの窓口

どのような事でもお申し出ください。迅速・適切・丁寧に対応いたします。

相談窓口 介護支援専門員及び支援相談員

相談時間等 月曜日から土曜日 8:30~17:30

12 秘密の保持

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供について当施設は利用者またはその家族等から求め同意を得た上で行うこととします。

① 介護保険サービスのための市町村、居宅介護支援事業所や他の介護保険事業者等への情

報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。尚この場合は、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

13 ハラスメント

施設における各種ハラスメントを防止する為、職員が遵守すべき事項・言動に関する運営上の措置を定めます。

14 利用料金について

施設利用者の自己負担額（ユニットケア型個室）

	介護老人保健施設		短期入所療養介護		注意事項	
施設サービス費 利用者 (1割負担の場合)	—	—	要支援1	680 単位 (日)	※太枠内介護保険単位数に海田町地域区分 7 級地の1.4%をかけたものが追加の利用料金(円)となり利用料となります。 ※2割及び3割の負担者は単位数の2倍及び3倍の利用料になります	
	要介護1	876 単位 (日)	要介護1	906 単位 (日)		
	要介護2	952 単位 (日)	要介護2	983 単位 (日)		
	要介護3	1018 単位 (日)	要介護3	1048 単位 (日)		
	要介護4	1077 単位 (日)	要介護4	1106 単位 (日)		
	要介護5	1130 単位 (日)	要介護5	1165 単位 (日)		
サービス提供体制強化加算 (I)	(I) 22 単位 (日)					
入所前後訪問指導加算	入所時1回のみ 450 単位				その他必要に応じ下記の加算が生じることがあります。 ※外泊時費用 ※入退所前連携加算 ※退所時情報提供加算 (I) / (II) ※協力医療機関連携 (I) / (II) ※若年性認知症受入加算 ※経口維持加算 (I) (II) ※所定疾患施設療養費 ※緊急時施設療養費 ※緊急時治療管理 ※緊急短期受入対応加算 ※送迎加算 (短期入所療養介護のみ) 等	
初期加算<30日以内> (I) (II)	(I) 60 単位 (II) 30 単位 (日)					
栄養マネジメント強化加算	1日	11 単位 (日)				
療養食加算	1日	6 単位 (1食)	1日	8 単位 (1食)		
科学的介護推進加算 I / II	月:1回	40 / 60 単位				
リハビリテーションマネジメント 計画書情報加算 (I) / (II)	(I) 53 単位 (II) 33 単位					
短期集中リハ加算 (I)	258 単位 (日) 入所90日間		240 単位 (日)			
安全対策体制加算 褥瘡マネジメント加算 I / II 排泄支援加算 I / II	入所時1回のみ 20 単位 月:1回 (I) 3 / (II) 13 単位 月:1回 (I) 10 / (II) 15 単位					
高齢者施設等感染対策向上加算 生産性向上推進体制加算	月:1回 (I) 10 単位 / (II) 5 単位 月:1回 (I) 100 単位 / (II) 10 単位					
介護職員等処遇改善加算 (I)	上記総利用単位数の 7.5%					
1日あたり	居住費	食費	居住費	食費		
利用者 第1段階	880 円	300 円	880 円	300 円		
利用者 第2段階	880 円	390 円	880 円	600 円		
利用者 第3段階 ①/②	1,370 円	①650 円 ②1,360 円	1,370 円	①1,000 円 ②1,300 円		
利用者 第4段階	2,400 ~ 2,800 円	1,800 円	2,400 ~ 2,800 円	朝: 500 円 昼: 700 円 夕: 600 円		

※①年金収入等 「80万円～120万円」以下

※②年金収入等 「120万円」以上のご利用者

※特別室を利用される場合は、特別な室料として5,500円(日)が別途必要となります。

【その他の日常生活費】

- ・クリーニング代 1 ネット 700 円 (税別)
- ・電気使用料 1 日 100 円 (税別) <他／携帯電話 1 日 10 円 (税別) >
- ・理美容代 1 回 2,200 円
- ・テレビ使用料 テレビカード 1 枚 1,000 円 (約 19.2 時間)
- ・クラブ活動費 実費 (利用者任意による)

※その他、日常生活費は利用者任意によるものとする。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

施設名	介護老人保健施設さくら
所在地	安芸郡海田町堀川町2-23
サービスの種類	介護老人保健施設

措置の概要

1 苦情に対する対応方針

介護保険制度の趣旨に基づき、利用者を尊重した対応を行う。一次的には担当者を窓口とし、さらには法人の責任者を設置し、迅速に苦情の原因を究明し、具体的な対処案の策定や、利用者に対して説明、報告等を行い、再発を防止する。

また、利用者からの苦情を受けて市町及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導または助言を受けた場合においては、それに従い必要な改善を行う。

2 当該施設に対する苦情処理の手順

(1) 責任者・担当者の設置

施設長を責任者とし、介護支援専門員または支援相談員を担当者とする。

(2) 状況調査及び原因究明

調査が迅速かつ適正に行われるよう、関係者は担当者に協力する。

(3) 具体的対処案の策定

調査結果を基に瑕疵の有無、責任の有無その他の原因を総合的に判断し、具体的な対処案を策定する。必要に応じて、利用者や苦情に関わった職員から対処案に対する意見を求める。

(4) 利用者に対する説明・報告

具体的対処案を実行し、利用者に対して説明・報告を行う。利用者の理解を得られた時点で当該苦情の処理を終えたものとする。したがって、理解が得られない場合は、対処案を再検討し、できるだけ理解が得られるように努める。

(5) 市町及び国保連合会へ必要書類を提出

(6) 再発防止の検討

類似の苦情事案について、再発を防止する為月1回程度関係者の会議を開催し検討していく。

3 その他

苦情等への対応にあたっては、利用者及び家族等とのコミュニケーションに留意し、迅速かつ円満な対応により早期解決に努めます。

4 苦情処理窓口

(1) 連絡先電話番号

082-822-3777

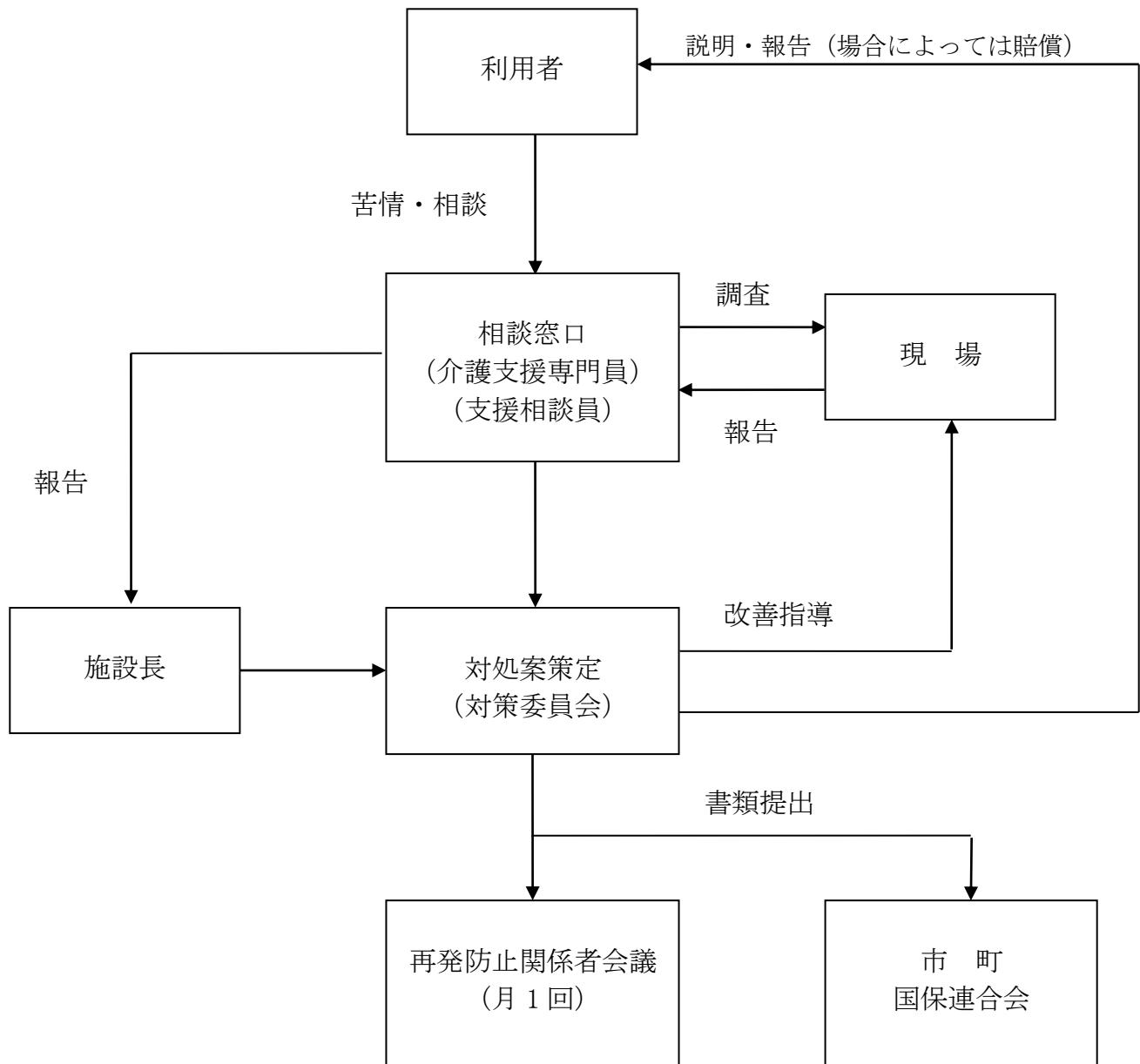
(2) 担当者職氏名

介護支援専門員 山下 直美

支援相談員 丸子 新

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置フロー

介護老人保健施設



介護老人保健施設さくら運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人かしの木会 介護老人保健施設さくら（以下「施設」という）において行う介護老人保健施設サービスの事業（以下「事業」という）は要介護状態にある高齢者に対し適切な施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設は利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の設備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 当施設は、介護保険施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連法令その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行う様努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設さくら
- (2) 開設年月日 平成18年5月1日
- (3) 所 在 地 広島県安芸郡海田町堀川町2番23号
- (4) 事業所番号 3453280020

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する介護老人保健施設サービス、**短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)**

サービスに係る従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする

(令和6年2月1日)

	職種	員数
1	医師(管理者)	1人
2	薬剤師	1人以上
3	管理栄養士又は栄養士	1人以上
4	看護職員	5人以上
5	介護職員	12人以上
6	理学療法士/作業療法士/ 言語聴覚士	1人以上
7	介護支援専門員	1人以上
8	支援相談員	1人以上
9	事務	1人以上

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(利用者の定員)

第6条 利用者の定員は次のとおりとする。

- (1) 入所定員 50名 (ユニット定員 3-1:8名 3-2:9名 4-1:8名 4-2:9名 5-1:8名 5-2:8名)

(利用者に対する介護老人保健施設サービスの内容)

第7条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護老人保健施設サービスが法定代理受領サービスである時、1割又は2割又は3割の額とする。

- 2 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、クラブ活動費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。
- 3 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（重要事項説明書）をご覧下さい。
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意をえるものとする。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

- 2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図る為、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3か月に1回以上開催すると共にその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的に実施する。

(虐待の防止等)

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止する為の定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置する。
- 2 当施設は、介護老人保健施設サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者はサービス利用に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 入所中の飲酒・喫煙は禁止する。
- (2) 無断で他の療養室に出入りしない。
- (3) 医師及びその他職員等の指示に従って規律のある入所生活をおくること。

(非常災害対策)

- 第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者には、事務責任者を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ②非常災害用設備の使用方法の徹底………隨時
その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
 - (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られる様連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第14条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第15条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第16条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失わないこと。
 - (3) お互いに協力し合い、能力の向上に努力するよう心掛けること。
 - (4) 男女雇用均等法に基づき、施設におけるハラスメントを防止する為、職員が遵守すべき事項・言動に関する運営上の措置を定めること。

(職員の質の確保)

第17条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第18条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人かしの木会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 当施設職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診することとする。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を概ね3月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び蔓延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 当施設職員に対して、当施設職員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らす事が無いよう指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規定の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては施設内に掲示する。
- 3 利用者からの苦情については介護支援専門員及び支援相談員を窓口として誠実に対応する。
- 4 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化などの必要な措置を講じるものとする。
- 5 介護保険サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規定に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人かしの木会の役員会において定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。

平成 21 年 7 月 1 日一部改訂/平成 24 年 4 月 1 日一部改訂/平成 26 年 4 月 1 日一部改訂

平成 27 年 4 月 1 日一部改訂/平成 29 年 4 月 1 日一部改訂/平成 30 年 4 月 1 日一部改訂

令和 3 年 4 月 1 日一部改訂/令和 4 年 10 月 1 日一部改訂/令和 5 年 8 月 1 日一部改訂

令和 6 年 2 月 1 日一部改訂/令和 7 年 10 月 1 日一部改訂

同 意 書

介護老人保健施設さくらを利用するにあたっては、「指定介護老人保健施設さくら運営規定・短期入所療養介護さくら運営規定」及び「重要事項説明書」の説明を受け趣旨を理解しました。サービスを受けるにあたり、義務を履行することに同意します。

令和 年 月 日

介護老人保健施設さくら
施設長 殿

利用者住所

利用者氏名

印

身元引受人住所

(利用者との続柄)

身元引受人氏名

印

介護保健施設入所サービス契約書

甲 (利用者)

乙 (事業者) 介護老人保健施設 さくら

(契約の目的)

第1条 本契約は介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、甲がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、甲の居宅における生活への復帰を目的とします。

(契約の期間)

第2条 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

- 前項の契約期間満了日の2日前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動更新されるものとします。
- 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、従前の契約期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 甲から更新拒絶の意思が表示された場合は、乙は、他の事業者に情報を提供するなど必要な措置をとります。

(施設サービス計画)

第3条 乙は、介護支援専門員（ケアマネジャー）に、甲のための施設サービス計画（ケアプラン）を作成する業務を担当させます。

- 担当介護支援専門員（担当ケアマネジャー）が、甲のための施設サービス計画を作成する際には、甲、甲の代理人、甲の家族、身元引受人等の関係者から事情をよく聞いて、甲の有する能力や置かれている環境に基づいて、甲が最も人間的で自立した日常生活を送られるように配慮します。
- 甲のための施設サービス計画を作成・変更する際には、担当介護支援専門員が計画または変更案の段階で、甲の代理人または甲の家族の立会いの上、同計画案を甲に対して説明し、同意を得ることとします。

(介護サービスの内容)

第4条 乙は、甲に対し、前条により作成された甲のための施設サービス計画に基づき、別紙重要事項説明書記載の各種介護サービスを提供します。

- 乙は、甲に対し、前条により甲のために作成された施設サービス計画に基づき、甲がその有する能力に応じて自立した日常生活を送られるよう配慮し、適切な各種介護サービスを提供します。

(身体的拘束その他の行動制限)

第5条 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限しません。

2 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、甲に同意能力がある場合は、その同意を得ることとします。

この場合において乙は、事前または事後速やかに、甲の代理人または甲の家族に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限した場合には、次条の介護サービス記録に次の事項を記載します。

- (1) 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間。
- (2) 前項に基づく乙の甲に対する説明の時期、内容及びその際のやり取りの概要。
- (3) 前項に基づく甲の代理人または甲の家族に対する説明の時期、内容及びその際のやり取りの概要。

(介護サービス記録)

第6条 乙は、甲に対する介護サービス提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

2 甲及び甲の代理人は、乙に対しいつでも、前項の記録の閲覧・複写を求めるることができます。甲に意思能力がなく、かつ代理人がいない場合には、必要に応じて甲の家族は、前項の記録の閲覧・複写を求めるることができます。

複写の場合は、乙の実費相当額を請求者に請求することができます。

(利用料等)

第7条 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、月ごとの利用料の合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となった料金の合計額を支払います。

(契約の終了)

第8条 甲は乙に対し、1週間の予告期間を置いて、この契約を解約することができます。

ただし、甲の病変、急な入院等やむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内でもこの契約を解約することができます。

2 乙はやむを得ない事情がある場合、甲に対して、1ヶ月前の告知期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、甲は直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 乙が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 乙が守秘義務に反した場合。
- ③ 乙が甲や甲の家族等に対して社会通念を逸脱した行為を行った場合。
- ④ 甲が破産した場合。

- 4 次の事由に該当した場合は、乙は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 甲のサービス利用料の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払われない場合。
 - ② 甲または甲の家族が乙及びその従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
 - ③ 甲が重大な自傷行為を繰り返す等、自殺をする恐れが極めて大きく、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できない場合。
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 甲が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ② 甲の要介護区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。
 - ③ 甲に介護保険施設サービス提供の必要性がなくなった場合。
 - ④ 甲に病院または診療所に入院する必要が生じ、その病院または診療所において甲を受け入れる態勢が整ったとき。
 - ⑤ 甲が死亡した場合。

（契約終了後の退所と精算）

- 第9条 この契約終了後、甲は直ちに本施設を退所します。
- 2 契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について乙がすでに受領している利用料があるときは、乙は甲に対し相当額を返還します。
 - 3 この契約の終了により甲が本施設を退所することになったときは、乙はあらかじめ甲の受け入れ先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命・健康に支障のないよう円滑な退所のために必要な援助を行います。

（秘密の保持）

- 第10条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を保持します。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲、甲の家族または身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
 - 3 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、甲の家族または身元引受人にに関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。

（事故発生時の対応及び損害賠償）

- 第11条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに甲の代理人、甲の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合において事故が発生した場合は、乙は速やかに甲の損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がない場合にはこの限りではありません。
 - 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重大な過失がある場合は、乙は損害賠償の額を減じることができます。

(サービスに関する苦情受付)

第 12 条 甲、甲の代理人、甲の家族または身元引受人は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情受付窓口に問合せまたは申し立てすることができます。この場合において、乙は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について甲に速やかに報告します。

2 乙は、甲、甲の代理人及び甲の身元引受人から前項の疑問問合せ及び苦情申し立てがなされたことをもって、甲に対しこなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

(サービスのチェック)

第 13 条 乙は、オンブズマンから調査の申し入れがあった場合は、事情聴取を受けることを拒絶せず、必要な資料の提供等協力を惜しません。

2 民間または自治体のオンブズマンの発動が、甲またはその家族の申し入れによるものであっても、乙は、甲に対しそのことをもっていかなる差別的取扱いもいたしません。

(身元引受人)

第 14 条 乙は、甲に対し身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 甲が疾病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- (2) 契約終了の場合、乙と連携して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
- (3) 甲が死亡した場合の遺体及び慰留金品の引受けその他必要な措置をすること。

(契約に定めのない事項)

第 15 条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、甲の代理人、甲の家族及び身元引受人並びに乙との間で協議の上誠意を持って解決するものとします。

(協議事項)

第 16 条 本契約に関して争いが生じた場合は、第 1 条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議した上で解決するものとします。

本契約を証するため、甲乙は署名または記名押印のうえ本契約書を2通作成し、甲乙各1通保有します。

令和 年 月 日

(利用者 甲)

私は、以上の契約につき説明を受け、その内容を理解し、本契約を申し込みます。

住 所 :

氏 名 : 印

電話 :

(身元引受人)

住 所 :

氏 名 : 印

電話 :

(説明者)

住 所 : 広島県安芸郡海田町堀川町2番23号 電話 : 082-822-3777

氏 名 : 印

(事業者 乙)

当施設は、甲の申込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所在地 : 広島県安芸郡海田町堀川町2番23号

名 称 : 医療法人かしの木会

理事長 山本 佳史 印

電話 : 082-822-3777